

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R6年7月現在

R6.9.2追記

【共通】

番号	質問	回答
1	購入ではなく、リースやレンタルの場合、補助対象か。	リース又はレンタル期間が3年以上であれば、申請することは可能です。ただし、導入初年度に要するリース料のみが補助対象です。
2	介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助をどのように考えるか。	介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方を以下に整理します。 ・使用権の期限がないもの…全額 ・支払いが月額払いのもの…当該年度分 ・支払いが年額払いのもの…1年分 ・複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分
3	消費税込の金額が補助対象か。	原則として、消費税を除いた金額（税抜金額）が補助対象です。
4	住宅型有料老人ホームに導入する介護ロボット、ICT機器について、補助金を申請することができるか。	介護サービス事業所ではないため、申請することはできません。
5	いつまでに導入しなければならないか。	交付申請書に記載した事業完了予定年月日までに導入する必要があります。 （事業完了予定年月日は、遅くとも3月31日までとなります。） なお、交付決定前に発注した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。
6	いつまで使用しなければならないか。	導入した事業所において、原則として3年以上使用する必要があります。 なお、3年以上使用した後も、大蔵省令に定められている耐用年数が経過するまでは、補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、担保の用に供することは、原則としてできませんので、ご注意ください。
7	「事務処理の流れ」中の「LIFEに登録していることが確認できる書類」とは具体的に何か。	LIFE利用申請の受付はがきやメール記録、LIFEのログイン画面内の事業者情報画面等、利用申請を行っていることが客観的に確認できるものを指します。
8	「『SECURITY ACTION』の『★一つ星』又は『★★二つ星』のいずれかを宣言すること」とは具体的に何をすれば良いか。	下記URLから申請を行い、申請受付のメール画面を補助金申請時に添付ください。 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/
9	『SECURITY ACTION』宣言は、事業所毎で必要か。	法人で申請が行っていれば、事業所毎の申請は不要です。
10	交付要綱中の「申請様式」はR6/9/17までに提出しなければならないのか？	「申請様式」は県が採択を行った後に提出頂くため、9/17までの〆切分には提出不要です。
11	予算枠を超えた申請があった場合、先着順になるのか。	先着順ではなく、以下項目の該当有無等を判断基準とし、優先採択を行います。 1. 過去に本補助金の交付を受けていない 2. ふくふく認証事業者（認証申請中も含む） 3. 転記不要（一気通貫）が実現できていない（ICT導入の場合） 4. （複数の機器が連動する）パッケージ型導入を行う
12	法人内の複数事業所で申請を考えているが、業務改善計画書の提出は事業所毎で必要か。	そのとおりです。なお電子申請システム（Graffer）での提出は1申請あたり1計画であるため、複数事業所で計画を提出する場合は、複数回申請ください。
13	業務改善計画の「申請様式②」シートの「(6)利用者数（申請時点）」とはどのように考えればよいか。	申請日時点の利用者数を記載ください（事業所の定員数ではありません）。
14	「見積書の写し（最低2者以上）」とは具体的に何を提出すればよいか。	同一の製品、サービスに関して2社以上の代理店等から見積書を取得してください。
15	科学的介護推進体制加算（LIFE加算）の対象外事業所（訪問介護等）においてもLIFEの登録は必須か。	補助要件の1つとして「補助を受けた事業所は、LIFEによる情報収集に協力すること。」となっておりますので、必ず登録ください。

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R6年7月現在

【介護ロボット】

番号	質問	回答
1	別売りのオプション、付属品等は補助対象か。	原則として、補助対象ではありません。 ただし、オプション等がなければ、介護ロボットの機能を使用することができない場合に限り補助対象とすることがあります。
2	バッテリーが付属していない場合、別売りのバッテリーは、補助対象か。	バッテリーがなければ介護ロボットの機能を使用することができない場合は、補助対象です。 交換用のバッテリーは補助対象ではありません。
3	移乗介護（非装着型）型の介護ロボットで、スリング、シート等が付属していない場合、別売りのスリング、シート等は、補助対象か。	スリング、シート等がなければ移乗介護ができない場合は、補助対象です。 （介護ロボット1台につき1枚のみ。スリング、シート等の種類は選択可。） 交換用のスリング、シート等は補助対象ではありません。
4	移乗介護（非装着型）型の介護ロボットで、クッションが付属していない場合、別売りのクッションは補助対象か。	補助対象ではありません。
5	見守り用ベッドで、マットレスが付属していない場合、マットレスは補助対象か。	補助対象ではありません。
6	ナースコールは補助対象か。	ナースコール本体のみは対象外ですが、見守り機器とナースコールを連動させる場合の工事費等は補助対象となります。
7	ノーリフティングケアに関する福祉機器（トローバス、床走行リフト、跳ね上げ式車椅子、移乗用ボード）を導入するが、介護ロボットとして申請してよいか。	以下のとおり、福祉用具の品目毎で申請する補助金が異なります。 トローバス、床走行リフト：介護テクノロジー導入支援補助金 跳ね上げ式車椅子、移乗用ボード：ノーリフティングケア導入支援補助金
8	床走行式リフトについて、シート、吊り具等が付属していない場合、別売りのシート、吊り具等は補助対象か。	別売りであれば床走行式リフト1台につき1枚のみ補助対象です。（シート、吊り具等の種類は選択可。）シート、吊り具等のみの購入は補助対象ではありません。
9	市場的要件に「販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること」と記載があるが、カスタマイズなどをして値段が変わるような機器、またオーダーメイドが前提となる製品は、対象にはならないのか。	この記載の趣旨は、研究開発品ではないことを示したものであるため、販売形態により、カスタマイズやオーダーメイドを排除している訳ではありません。
10	介護ロボットの税抜金額が1台100万円の場合、1台当たりの補助予定額はいくらか。	1台100万円の場合は、補助予定額は75万円です。（補助上限額100万円【移乗介護・入浴介護ロボットの場合】） （例） 1台90万円→補助予定額67.5万円 1台130万円→補助予定額97.5万円 1台170万円→補助予定額100万円
11	交付要綱第3条（1）（ア）記載の介護ロボット導入に係る「初期費用」とは具体的に何か。	介護ロボットの運搬費、配送料、初期設定・設置費等を指します。なお、通信費、メンテナンス費用は補助対象外となります。

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R6年7月現在

R6.9.2追記

【ICT】

番号	質問	回答
1	記録業務と情報共有業務が可能なICTを導入するが、既存の請求業務のシステムと連携しない場合、補助対象か。	補助対象ではありません。（記録業務、情報共有業務、請求業務が一気通貫で可能となっていることが必要です。）
2	タブレットのカバーやフィルムは補助対象か。	補助対象ではありません。
3	施設外で使用するための携帯型WiFi機器は補助対象か。	補助対象ではありません。
4	職員増により、既存の介護ソフト（一气通貫である）のライセンスを追加購入する場合、補助対象となるか。	補助対象です。
5	介護老人福祉施設、通所介護事業所、訪問介護事業所を運営しているが、それぞれの事業所ごとに職員数に応じた基準額が補助上限額か。	お見込みのとおりです。指定ごとに1事業所としてカウントします。
6	ICT導入の税抜金額が100万円の場合、補助予定額はいくらか。	補助対象経費が100万円の場合は、補助予定額は75万円です。（補助上限額100万円【職員数10人以下の場合】） （例） 補助対象経費130万円→補助予定額97.5万円 補助対象経費180万円→補助予定額100万円
7	ICTの整備状況により、対象となる事業所に違いはあるか。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一气通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としています。過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、既に転記不要（一气通貫）を実現しており、さらなる負担軽減を図る目的で、本事業の活用を申請する事業所も想定されますが、優先順位としては後回しになります。
8	過去に本事業を活用した事業所が本年度以降に再度補助金を申請することができるか。また、その場合の職員数区分の考え方は如何。	原則として1事業所が受けられる補助は1回ですが、それまで受けた補助金の合計額が申請年度の基準額の範囲内であれば、複数回の申請は可能です。職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定することになります。なお、転記不要（一气通貫）の介護ソフトをより多くの事業所での導入を目指す観点から、優先順位としては後回しになります。
9	本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一气通貫）と関係ない業務に利用することは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一气通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としています。本事業により導入したタブレット端末は、本来は転記不要（一气通貫）のために使用されるべきものですが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、転記不要（一气通貫）が実現できていれば、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えありません。
10	ICT導入に伴うスマートフォンやタブレット等の通信料金は補助対象か。	通信費は補助対象ではありません。
11	勤務体制及び勤務形態一覧表は施設独自のフォーマットで出してよいか。	下記HPから様式を取得し、提出時点（R6.8もしくはR6.9時点）の体制ベースで提出をお願いします。 https://www.pref.oita.jp/site/144/06houshukaitei.html 様式名：従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙7）
12	ノートパソコンは補助対象となるか。	原則補助対象外です。 ※ただし介護ソフトを導入し、事業所内でタブレット端末等と同様の使い方をするものであれば対象となります。
13	介護ソフトに係る更新費用は補助対象となるか。	更新費用は補助対象ではありません。

介護テクノロジー導入補助についてのよくある質問

R6年7月現在

【介護テクノロジーのパッケージ型導入】

番号	質問	回答
1	見守り機器を活用するためのWi-Fi環境とは何か。	Wi-Fiが必要な見守り機器の導入に伴うWi-Fi環境整備です。
2	見守りセンサー導入をWi-Fi環境の整備とインカム購入と同じタイミングで行った場合、見守りセンサー単体で導入した場合の単価上限額（30万円/台）はなくなるのか。	お見込みのとおりです。見守りセンサーと、Wi-Fi環境の整備及びインカム購入と同じタイミングで行った場合、それぞれの補助上限はなくなり、対象経費全体で補助上限額が適用（1,000万円/事業所）されます。
3	要綱中の「介護ロボット、ICTを複数組み合わせることで導入することにより、効果が特に向上すると知事が認める経費」とは具体的に何か。	複数種類の介護ロボットやICTを同時に導入することにより、単体で導入する場合に比べて大きな効果が生じると見込まれる場合に、導入にかかる経費を指します。 代表的な組み合わせとして、見守りセンサー、インカム、介護記録システムを同時に導入し、かつそれらの情報を集約するスマートフォンやタブレット等を導入することを指します。
4	過年度に導入済の機器と、令和6年度に導入する機器を組み合わせる場合も補助対象となるか。	お見込みのとおりです。
5	交付要綱中の「（ウ）補助上限額等」で「1事業所当たりの補助対象経費に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と10,000千円を比較して少ない方の額。ただし、1申請者（法人）当たり1年度16,000千円を上限とする。」とはどういうことか。	1事業所あたりの補助上限額は10,000千円ですが、例えば同一法人で複数事業所申請する場合、1事業所あたりの補助上限額に加えて、1法人あたりの上限額（16,000千円）が適用されることを指します。 （例1）A事業所の補助対象経費が16,000千円の場合（1事業所のみ申請） ⇒16,000千円×3/4=12,000千円 ∴1事業所当たり補助上限額が適用され、補助額は10,000千円 （例2）B事業所の補助対象経費が12,000千円、C事業所の補助対象経費が8,000千円、D事業所の補助対象経費が1,000千円の場合（3事業所の申請） ⇒（B事業所）12,000千円×3/4=9,000千円 （C事業所）8,000千円×3/4=6,000千円 （D事業所）1,000千円×3/4=750千円 計 15,750千円 ∴補助額は15,750千円（補助上限額の範囲内） （例3）B事業所の補助対象経費が12,000千円、C事業所の補助対象経費が8,000千円、D事業所の補助対象経費が6,000千円の場合（3事業所の申請） ⇒（B事業所）12,000千円×3/4=9,000千円 （C事業所）8,000千円×3/4=6,000千円 （D事業所）6,000千円×3/4=4,500千円 計 19,500千円 ∴1法人当たり補助上限額が適用され、補助額は16,000千円
6	以下の機器をパッケージ型として同時に導入する場合、業務改善計画書はどのように記載すればよいか。 ①見守りセンサー ②インカム ③介護記録ソフト ④スマートフォン	①～③は、「申請様式③（介護ロボット）」、④は「申請様式③（ICT）」シートに金額等を記載ください。
7	上記6の機器をパッケージ型として同時に導入し、かつ床走行式リフトを導入する場合、業務改善計画書はどのように記載すればよいか。	床走行式リフトについてはパッケージ型には該当しないので、床走行式リフトの名称、金額等を「申請様式③（介護ロボット）」13行目以降の欄に記載してください（パッケージ型と床走行式リフトで申請様式は2つに分けないでください）。